

特別委員会の調査報告

特定の問題を審査または調査するために四つの特別委員会が設置されています。

うち三つの委員会から、調査の経過および集約された意見について、本会議で中間報告が行われました。要旨は次の通りです。(特別委員会の動きは8面参照)

交通対策特別委員会

高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについて

開業区間は、利用人員は増加しており引き続き利用促進に努めるとの報告を受けた。延伸区間は、令和4年度の開業に向け、安全を最優先に土木本体工事を推進しており、開業後の料金制度を検討していること、中間駅(仮称)においては駅周辺の魅力あるまちづくりやにぎわいづくりに資する駅になるように検討を進めていくことなどの報告を受けた。沿線のまちづくりについて、開業区間では交通結節機能の強化の取り組み等、延伸区間では安全・快適でにぎわいや魅力ある通りの形成に向けた取り組み等について報告を受けた。

安全を最優先とした延伸事業の推進、市民への情報発信等、総合的な調査・検討の必要がある。

福岡都市圏における公共交通

● 高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転

初期投資費を抑えた直通運転スキームの再検討案等について報告を受けた。

今後、費用対効果や収支採算性を試算し、沿線のまちづくり動向にも留意した調査・検討を進める必要がある。

● 生活交通のあり方

公共交通空白地となる地域では、代替交通の運行経費に補助等を行っていること、公共交通が不便な地域では、地域主体の取り組みに対する検討経費などの補助等を行っていること、また、住民意識調査に着手しているとの報告を受けた。

地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保について、引き続き調査・検討の必要がある。



休廃止対策として運行されている大字西地区乗合タクシー

都心部(副都心およびウォータフロント)地区を含むにおける道路交通の円滑化

● 交通混雑対策

パーク・アンド・ライド、バス停の近接化等の全市的な取り組み、バス路線の再編・効率化等の都心部の取り組み、ウォータフロント地区再整備における交通対策の基本的な考え方等の報告を受けた。

公共交通への転換や自動車交通の削減、抑制に向け、引き続き調査・検討の必要がある。ウォータフロント地区については、今後とも必要な交通対策を検討していく必要がある。

都市問題等調査特別委員会

福岡空港

● 平行誘導路二重化

駐機場改良、構内道路整備等が行われ、令和2年の夏ダイヤから1時間当たりの発着回数の上限値を拡大して運用されるとの報告を受けた。

● 滑走路増設

令和元年度末における用地買収の進捗率は約8割と見込まれており、移転補償地を特例的に活用し、事業の進捗を図っているとの報告を受けた。

● ヘリ機能移設

令和2年3月末の供用開始に向け、用地造成、建築工事等が行われているとの報告を受けた。

● 民間委託

福岡国際空港株式会社が国との間で実施契約を締結して運営会社となり、平成31年4月1日から民間委託を全面開始してお

り、本市としては、運営会社との間でパートナーシップ協定を締結するとともに市独自の協議の場を設置し、安全・安心や地域に配慮した空港運営を行うよう要請しているとの報告を受けた。

高齡化対策

● 高齡化対策特別委員会

協議会等の運営状況や広域行政計画の策定方針等に留意しつつ、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

● 高齡化対策

平成28年6月に策定された福岡市保健福祉総合計画では、「いきいきとしたシニアライフの実現」、「安心して暮らせるための生活基盤づくり」、「認知症施策の推進」、「介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営」、「高齡者総合支援体制づくり」の五つの基本目標を定めている。具体的には、人生100年時代を見据えて誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会を目指すプロジェクト「福岡100」についてオ



再整備後の福岡空港の展望デッキイメージ

広域的行政

福岡都市圏10市7町において、福岡都市圏広域行政推進協議会を中心に福岡都市圏広域行政計画(ふくおか都市圏まちづくりプラン)に基づき、「暮らし」「憩い」「結ぶ」の三つのキーワードの下に、都市圏共通の課題解決や圏域住民サービスの向上に資する取り組みを共同で進めている状況と、同協議会、福岡都市圏広域行政事業組合の収支状況などについて報告を受けた。また、令和3年度から10年間の広域行政計画の策定に当たり、2015年の国連サミットで採択された持続可能な

開発目標(SDGs)の理念などを踏まえながら検討を行うべくとの報告を受けた。



下月隈団地における移動販売

少子化対策

第5次福岡市子ども総合計画(案)を策定するに当たっては、「すべての子どもが夢を描けるま

ちをめざして」という基本理念を掲げ、「すべての子どもの権利の尊重」、「すべての子ども・子育て家庭の支援」、「支援へのアクセス向上」、「地域や市民との共働」、「社会全体での支援」という五つの基本的視点に立ち、妊娠前から子育て期、その先の青年期まで、ライフステージごとに切れ目のない支援を推進するとの報告を受けた。

今後、本計画に基づいて展開される子ども施策について調査・検討を進めるとともに、女性就業率の上昇による保育需要の増加、保育の質の確保、不登校・ひきこもりなどの状態にある子どもや若者の支援、児童虐待防止対策などについても、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。